

第 803 回

大野市農業委員会 議 事 録

令和6年10月25日

大野市農業委員会

1. 開催日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分から
2. 開催場所 多田記念大野有終会館（結とぴあ）3階 303号室
3. 出席委員

議 席	氏 名	出欠	議 席	氏 名	出欠
1	金子 正義	出	1 7	清水 真寿地	出
2	三嶋 香代子	出	1 8	源内 康浩	出
3	齊藤 義治	出	1 9	橋本 恒夫	出
4	南部 茂	出	2 0	前田 光雄	欠
5	松井 俊幸	出	2 1	山田 一輝	出
6	上田 てるみ	欠	2 2	山田 治和	出
7	山内 慎吾	出	2 3	旭 政一	出
8	埴山 康幸	欠	2 4	幅岸 勝雄	出
9	土橋 好孝	欠	2 5	松田 松美	欠
1 0	東 三千雄	出	2 6	松田 美弥子	出
1 1	金子 かよ子	出	2 7	林 小太郎	出
1 2	宇野 雅彦	出	2 8	岩本 清	出
1 3	廣野 隆一	出	2 9	小豆 清	出
1 4	巻寄 富美男	出	3 0	中山 政則	出
1 5	松村 利雄	出	3 1	加藤 和徳	出
1 6	佐々木 賢次	欠			

4. 議事参与職員

局長	山本 康一朗
次長	山本 博子
主査	西川 菜央
主事	竹村 尚悦

5. 議事日程

第17号	農地法第3条の規定による許可申請に係る処分審議について
第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について
第19号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (利用権賃借)
第20号	農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見について
報告事項	現況証明の確認について
	農地法第5条第1項第7号の規定による転用について（許可不要案件）
その他	

局長	ただ今より、第８０３回大野市農業委員会総会を開催いたします。 事前に欠席の連絡を６番 上田委員、８番 帰山委員、９番 土橋委員、１６番 佐々木委員、２０番 前田委員、２５番 松田松美委員より受けております。それでは総会に入らせていただきます。 南部会長にご挨拶いただきますとともに、この後の議事進行をお願いしたいと思います。 （会長挨拶）
議長	それではただ今より第８０３回の大野市農業委員会の総会を開催します。議事に入ります前に私の方から議事録署名人を指名させていただきます。 （「はい」の声） １０番 東委員と、１１番 金子かよ子委員をお願いします。それでは議事にいきたいと思います。 議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請にかかる処分審議についてを上程いたします。 １番から３番の説明を宇野委員からお願いします。
委員	（第１７号議案 説明）
議長	はい、この件について、何か質問ございますか。 では質問がないようですので、議案第１７号農地法第３条の規定による許可申請にかかる処分審議について賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手多数） 賛成多数でございますので可決決定いたします。
	続きまして議案第１８号農地法第５条第１項の規定による許可申請にかかる意見審議についてを上程いたします。 １番の説明を金子職務代理から、２番の説明を巻寄委員からお願いします。
委員	（第１８号議案 説明）
議長	この件についてなにか質問ございますか。
委員	●●の案件ですけどもコンテナ置き場にする目的がはっきりしていて問題ないだろうという説明だったと思いますが、その土地の使用要件として縛りが今後もあるのか、そのうちに違う事に使われるのか、そういう事についてはどういう決まりになっているのかわからないのですが、いったん貸してしまったら借受人の自由になるのか教えて下さい。

委員	ないです。わたしもはっきりわからないですが、一番その点が心配したところでは。一応空のコンテナ置き場と言いながらそのコンテナの中に入れたり、知らないうちに山積みになっていたりそういう事を一番心配しているんですが、一応申請の段階では許可せざるを得ないその後周辺に悪影響とか与える段階で行政指導とかいろんな指導方法をとか勧告とかございますので、それに対応していかなければいけないと思っております。
事務局	農地転用のこちらの事業の方工事が終わって完成しますと、その時点で申請人の方から完成届というものを頂くことになっております。その時点ではまず農業委員会の方で確認して、申請通りの使われ方をしているかどうかそういう確認はさせていただきます。その後なにかがあった時には金子職務代理がおっしゃったような指導を、農業委員会とは別の担当の課からにはなりますが指導していくことになるかと思います。
議長	他に質問がないようでございますので、 議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数でございますので可決決定いたします。 続きまして議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権賃借権)を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	(第19号議案 説明)
議長	はい、ただいま説明があった件についてなにか質問ございますか。
事務局	●●という会社が皆さん聞き慣れない名前かと思われますので、説明させていただきます。今年の令和6年4月1日に●●に設立された会社として、代表者が新規就農者の●●さんという方です。●●から来られた方で、大野市に移住して白ねぎを作る予定で新規就農されまして、将来的には5町まで耕作地を増やす予定で会社を設立され、今回利用権で賃借権を結ばれたという事です。
議長	●●さんですけれどもネギを専門にされるということで●●の方でネギの収穫を手伝っておられます。また皆さんの方でご指導の方もよろしくをお願いします。 ご質問ないようでしたら議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権賃借権)賛成の方の挙手をお願い致します。 (挙手多数) 賛成多数でございますので可決決定いたします。

事務局

続きまして第20号農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(第20号議案 説明)

議長

今の説明について何か質問ございますか。

委員

貸借期間の始期が1月1日、3月31日と2種類ありますけど、4月1日ではなく3月31日となっているのは年度の切れ目以前にというような事でしょうか。

事務局

中間管理機構の方で契約を結ぶことのできる期間なんですけど、日が決まっております。4月1日というものが無いもので春からの耕作に向けて契約を結ぶのは1月1日から、もしくは3月31日からそのどちらかに今の時点ですとなりまして、ご覧いただいているものにはその2つが並んでおります。なぜ2つ並んでいるのかという点については、1月1日からという契約の方については今初めて中間管理機構の契約を結ばれる方々が1月1日からという期間になっております。一方で3月31日からというふうになっている方々というのは、今までも中間管理機構の契約を結んできていて、10年間の契約期間が来年の2月の日付で切れる方々になります。そのため1月1日からという日付では契約できないため3月31日から少し間は空いてしまうんですが、そのような形になっております。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

●●さんの●●へのこの29㎡という数字は間違っているわけではないんですよね？

事務局

はい間違いありません。小さい農地なんですけど追加で申し入れられたということです。

議長

議案第20号農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見についてに賛成の方の挙手をお願い致します。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

続きまして報告事項現況証明の確認についてを上程いたします。1番から3番の説明を東委員からお願いします。4番を岩本委員からお願いします。

委員

(報告事項 説明)

議長

何か質問ございますか。

委員

事務局	●●地区の3筆の方、申請人が●●さんとなっていますが3人に貸してますけど何か事業でも起こすのか確認したいです。
議長	現在●●で●●さんが砂利置き場ということで農地を一時転用していますがその用地が足りないということで拡張するために今回現況証明を3筆ご申請いただいております。木を切って砂利置き場として使われるようなそういう予定のようです。
事務局	他に質問がないようですので以上のとおりお願いしたいと思います。 続きまして農地法第5条第1項第7号の規定による転用について（許可不要案件）事務局から説明をお願いします。
議長	（報告事項 説明）
	この件についてなにか質問ございますか。ないようですので以上の通りお願いしたいと思います。 それではその他に移りたいと思います。 （その他の説明）
議長	それではこれで第803回の総会を閉じたいと思います。 総会を閉じるにあたりまして職務代理の方からご挨拶申し上げます。
職務代理	（閉会挨拶）